平成２４年（フ）第１４５４号
千葉市中央区矢作町636番地２
破産者　青柳　一美
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２３８号
千葉県浦安市北栄１丁目９番30―405号　グランディールＫＹＫ
破産者　小野寺百合子
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４７号
横浜市南区南太田２丁目29番１号
破産者　有限会社野田電気商会
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５号
神奈川県厚木市鳶尾１丁目31番８号
破産者　日本ビルド株式会社
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２号
名古屋市熱田区中田町２番28号
破産者　三友石油有限会社
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５号
名古屋市中川区一色新町３丁目912番地
破産者　株式会社建匠
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２３５号
福岡市城南区鳥飼４丁目４番32号ブライトサンリヤン鳥飼４丁目402号
破産者　有限会社リケン（旧商号有限会社鯉城学院）
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７号
長崎県対馬市美津島町大船越515番地
破産者　佐藤真珠合資会社
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第１３０６号
千葉県市川市田尻４丁目４番20―202号　フローラル市川
破産者　榊原　正基
１　決定年月日　平成25年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９５０号
東京都羽村市小作台３丁目10番地２
破産者　株式会社エスケーホーム
１　決定年月日　平成25年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３０８号
東京都町田市能ヶ谷３丁目６番16号コスモハイツスズキ203
破産者　佐々木博美
１　決定年月日　平成25年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５６５号
横浜市神奈川区三ツ沢上町７番10号
破産者　サンリツ産業株式会社
１　決定年月日　平成25年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８４号
横浜市鶴見区栄町通４丁目48番地の18
破産者　有限会社電装テクノ
１　決定年月日　平成25年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９号
新潟県村上市上町１番26号
破産者　株式会社まるい
１　決定年月日　平成25年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第５０号
静岡県三島市壱町田51番地の１
破産者　株式会社エムティーエス
１　決定年月日　平成25年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
最後の住所静岡県富士市松岡1432番地の161岩科アパート８号
破産者　亡芦川勝彦相続財産
１　決定年月日　平成25年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３９３号
奈良市丸山２丁目1220番地の63
破産者　田窪　政博
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３５６号
奈良県橿原市木原町50―１　木村住宅１階１号室、住民票上の住所奈良県吉野郡吉野町大字南国栖504番地
破産者　小泉裕美子
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北３丁目11番19号
破産者　乾　　圭晴
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
札幌市西区西野５条６丁目12番10号　ハイツ麻102号
破産者　今野佐代子
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部